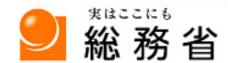
報 道 解 禁

配布後即時

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

「河川の管理等に関する行政評価・監視」 <調査結果に基づく所見表示>

平成 18 年 7 月 25 日 総務省新潟行政評価事務所(所長:乳井圭介)

「行政評価・監視」は、総務省新潟行政評価事務所が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として会規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、当事務所が企画し、平成 18 年 4 月から 7 月にかけて信濃川及び阿賀野川の管理・利活用状況等を実地に調査したものです。

当事務所は、平成 18 年 7 月 25 日 (火)、「河川の管理等に関する行政評価・監視」の結果に基づき、国土交通省北陸地方整備局に対して所見表示(改善意見の通知)を実施しました。

調査実施の背景

- 〇 河川は、洪水等の被害から周辺住民を守る治水機能、その水を飲料水、農業用水等として利用する利水機能、人々が集う水辺を提供する親水機能を果たしている。
- 〇 新潟県内には、荒川、阿賀野川、信濃川、関川、姫川の 5 つの一級河川があり、国は、これら河川の基幹の区間を直轄で管理している。
- 河川の各機能を保全するためには、河川管理者による河川敷、堤防・水門等河川管理施設の 適切な管理が必要である。



調査対象

- 〇 北陸地方整備局
 - 信濃川河川事務所
 - 信濃川下流河川事務所
 - 阿賀野川河川事務所

次の事項について所見表示

- 1 不法係留船対策の推進
- 2 不法占用等に対する指導の徹底
- 3 河川整備基本方針及び河川整備計画の策定の促進
- 4 河川敷における水田対策の推進



〇所見表示先 国土交通省北陸地方整備局

〇所見表示日 平成 18 年 7 月 25 日

< 本件に関する照会先> 総務省新潟行政評価事務所

(担当) 中山 孝之 評価監視官

(電話) 025-224-3511

(FAX) 0 2 5 - 2 2 4 - 5 8 3 9

(MALE) niiga10@soumu.go.jp



調査結果の概要

1 不法係留船対策の推進

制度・仕組

〇 不法係留船が多い河川については、河川管理者、地方公共団体等の関係者で構成される「河川水面の利用調整に関する協議会」を設置し、 当該協議会の意見を聴いて不法係留船対策に係る計画を策定することとされている。

(「計画的な不法係留船対策の促進について」平成10年建設省河川局長通達)

〇 不法係留船の所有者に対し、是正するよう口頭指示を行い、これに従わない場合は、文書指示、除却命令、代執行とより強制力を伴う措置を講ずることとされている。

(「北陸地方建設局河川敷地不法占用等是正措置事務処理要領」(以下「不法占用処等処理要領」))



調査結果

- 〇 平成 10 年に「信濃川・阿賀野川下流域水面利用協議会」(「協議会」)を設置後、 7年以上経過しても不法係留船対策に係る計画が策定されていない。
- 〇 信濃川では 308 隻、阿賀野川では 703 隻、併せて 1 千隻以上の不法係留船があるにもかかわらず、河川事務所は不法占用等処理要領に基づく是正措置を講じていない。
- 〇 平成 10 年に不法係留船同士の接触事故が発生した阿賀野川下流域の排水機場の吐水口付近に、現在も約50隻の不法係留船がみられるが、河川事務所はこれに対して是正措置を講じていない。(写真①-i~ii、別紙地図3P参照)







〇 阿賀野川下流域において、地元の一部の漁業協同組合が法的効力を持たない独自の係留許可証を不法係留船に交付しているが、河川事務 所はこれを把握していない。(写真一②ーi ii、別紙地図3P参照)





所見表示要旨

- O 速やかに協議会を開催するなど関係機関との連携を促進し、協議会の提言に基づく不法係留船対策に係る計画を策定するよう河川事務所 を指導すること。
- 〇 不法係留船について、河川管理上の支障の大きい箇所から、逐次、不法占用等処理要領に基づき適正な措置を講ずること。 吐水口付近等危険な場所にある不法係留船については、速やかに撤去させること。
- 漁協等関係団体による不法係留船所有者に対する法的効力を持たない独自の係留許可証の交付等不適切な事態の的確な把握に努めるとと もに、速やかに是正を指示すること。
- 今後の不法係留船の発生を防止するため、関係機関と連携して周知·啓発を適切に行うこと。

2 不法占用等に対する指導の徹底



制度·仕組

- 〇 河川は公共用物であり、土地の占用及び工作物の新築等には河川管理者の許可が必要である。また、河川管理上支障を及ぼすおそれのある 行為については、禁止し、または制限することができる。
- 国土交通省は「河川敷地占用許可準則」により、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定めている。

調査結果

- 〇 河川敷に許可を受けずに設置されたビニールハウスが 239 棟、倉庫代わりの廃車が 35 台及びコンテナが 6 基みられる。(写真③-i~iii、 別紙地図 2 P参照)
- 河川敷の堤外民有地にある鳥居、狛犬及び祠を無許可で改築したものがみられる。(写真④、別紙地図1P参照)
- 廃タイヤ等を積載したトラックが不法投棄されている。(写真⑤、別紙地図3P参照)
- ゲートボール場跡地に廃屋が放置されている。(写真⑥、別紙地図3P参照)
- 公園内に壊れた簡易トイレが放置されている。(写真⑦、別紙地図1P参照)
- 〇 堤防上の道路に違法駐車が常態化している。(写真®、別紙地図2P参照)
- 占用許可標識の記載事項が読めなくなっている。(写真⑨、別紙地図2P参照)

3 – i



3 – ii



3-iii















所見表示要旨

- 河川敷に許可を受けずに設置された不法工作物の実態を把握し、撤去を指示するとともにその経過を記録すること。また、不法工作物を 設置している占用地については、指示経過に基づき、更新不許可処分、許可期間の短縮を行うこと。
- 不法投棄物については、実態を把握し、撤去を指示するとともにその経過を記録すること。
- 不法占用等の発生を防止するため、周知・啓発を適切に行うこと。

3 河川整備基本方針及び河川整備計画の策定の促進

制度•仕組

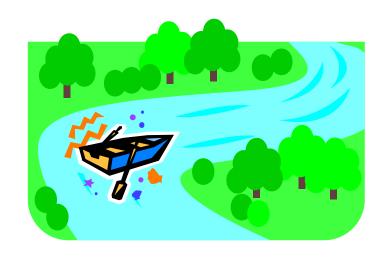
〇 平成9年の改正河川法は、河川整備を行うに当たっての長期的な基本方針及び河川整備の基本となるべき事項を定める河川整備基本方針並びに具体的な河川整備に関する事項を定める河川整備計画の策定を河川管理者に義務付けている。

調査結果

- 〇 信濃川及び阿賀野川については、膨大な既往データの収集整理と数値分析等に時間を要しているとして河川整備基本方針が未策定となっている。
- 〇 このため、両河川については河川整備計画を策定することができず、法的な根拠に基づく住民意見の反映及び河川環境の整備と保全を実現できない状況となっている。

所見表示要旨

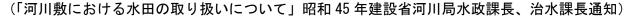
○ 河川整備基本方針を速やかに策定するために必要な実務作業スケジュールを作成すること等により、河川整備計画の策定を促進すること。



4 河川敷における水田対策

制度・仕組

〇 国土交通省は、河川敷の水田については、表土の流出及び護岸・堤防等河川管理施設への悪影響により河川の適正な管理に支障を及ぼすおそれが大きいとして、占用許可の更新をせず又は草地等へ転換させることとしている。





調査結果

- 信濃川及び阿賀野川では、河川敷の水田の減少が進んでおらず、ほぼ3分の1が水田のままとなっている。
 - 平成13年度末から平成16年度末までの新潟県全域の水田面積の減少率が0.81%であるのに対し、河川敷の水田面積の減少率は0.70%
 - 信濃川→国有河川敷 23,707 千㎡中 7,768 千㎡ (32,8%) が水田
 - 阿賀野川→国有河川敷 11,229 千㎡中 3,984 千㎡ (35,5%) が水田

所見表示要旨

○ 占用権者の生活及び地域への影響に留意しつつ、新潟県及び関係市町村農政部局と連携して、国有河川敷の水田の減少に努めること。